

令和 7 年

大東四條畷消防組合議会第 1 回定例会会議録

令和 7 年 2 月 13 日 開会

令和 7 年 2 月 13 日 閉会

大東四條畷消防組合議会

令和7年 大東四條畷消防組合議会第1回定例会会議録

目 次

第1日（令和7年2月13日）（木）

○議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○説明者氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○職務のために出席した者・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○本会議の会議事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○開会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○日程第1 議席の指定について・・・・・・・・・・	4
○日程第2 会議録署名議員の指名について・・	4
○日程第3 会期決定について・・・・・・・・・・	4
○日程第4 議会議案第1号上程・・・・・・・・・・	5
提出者説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○日程第5 議案第1号上程・・・・・・・・・・	5
理事者説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
質疑・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
○日程第6 議案第2号上程・・・・・・・・・・	8
理事者説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
○日程第7 議案第3号上程・・・・・・・・・・	9
理事者説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
質疑・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
○日程第8 議案第4号上程・・・・・・・・・・	13
理事者説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
質疑・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
○閉会・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17

令和7年 大東四條畷消防組合議会第1回定例会（第1日）

令和7年2月13日（木）

○議事日程

- | | | |
|----|----------|---|
| 第1 | | 議席の指定について |
| 第2 | | 会議録署名議員の指名について |
| 第3 | | 会期決定について |
| 第4 | 議会議案 第1号 | 大東四條畷消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第5 | 議案 第1号 | 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 第6 | 議案 第2号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 第7 | 議案 第3号 | 令和6年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第2次）について |
| 第8 | 議案 第4号 | 令和7年度大東四條畷消防組合一般会計予算について |

○本日の会議に付した事件
日程第1から第8まで

○議員定数9名

出席議員9名

1番 あずま 健太郎	4番 光城 敏雄	7番 大原 芳剛
2番 小南 いちお	5番 吉田 裕彦	8番 坂本 勇基
3番 天野 一之	6番 若松 正治	9番 児玉 亮

○説明者

管理者	逢坂 伸子	次長兼警防課長	河野 哲輝
副管理者	銭谷 翔	総務課長	堤 悟士
会計管理者	川口 克仁	予防課長	高見 栄二
消防長	瀧田 昭彦	総務課参事	大西 卓也
消防次長兼人事課長	西岡 栄治	予防課参事	山口 勝弘
大東消防署長	平田 繁樹	警防課参事	宮川 茂樹
四條畷消防署長	木村 真敏		

○職務のために出席した者

人事課長補佐 春日 直樹	予防課長補佐 片山 和広	警防課長補佐 片山 好司
--------------	--------------	--------------

○事務局

総務課上席主査 矢野 崇

総務課上席主査 清親 勇亮

総務課主査 吉村 一樹

○本会議の会議事件

- ・大東四條畷消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
- ・大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- ・令和6年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第2次）について
- ・令和7年度大東四條畷消防組合一般会計予算について

【開会 13時30分】

(児玉議長) これより、令和7年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を開会いたします。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、管理者より第1回定例会を招集されましたところ、議員各位には時節柄何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

どうか慎重にご審議を重ねられますとともに、議事進行に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

次に、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(逢坂管理者) 議長

(児玉議長) 逢坂管理者

(逢坂管理者) 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに、令和7年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日ご提案申し上げます議案は条例の一部改正2件、令和6年度一般会計補正予算（第2次）及び令和7年度一般会計予算の合計4件でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞ、よろしくお願い申し上げます。

(児玉議長) 次に、先の選挙におきまして、四條畷市長に当選となり、大東四條畷消防組合の副管理者に就任されました、銭谷副管理者からご挨拶を受けることといたします。

(銭谷副管理者) 議長

(児玉議長) 銭谷副管理者

(銭谷副管理者) 本議会中、貴重なお時間をいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

この度、四條畷市長に初当選をし、大東四條畷消防組合の副管理者に就任させていただきました、銭谷 翔でございます。

消防組合の運営につきましては、日々の暮らしの中で、市民のみなさまに、安全安心を感じていただくため、逢坂管理者とともに、全力を傾け、がんばって参りたいと思っております。

児玉議長をはじめ組合議員の皆様方には、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(児玉議長) 次に、事務局より諸般の報告をお願いします。

(清親総務課上席主査) ご報告をさせていただきます。

四條畷市議会において当組合議会議員の選出選挙が行われましたところ、大原 芳剛議員が新たに選出されておられますのでご報告いたします。以上でございます。

(児玉議長) 本日は、9名全員の出席をいただいております、議会は成立いたします。

この際、申し上げます。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおり定めておりますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

【日程第1 議席の指定について】

(児玉議長) 次に、日程第1 議席の指定の件を議題といたします。

議席の指定は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席につきましては、ただいまご着席のとおりといたします。

【日程第2 会議録署名議員の指名について】

(児玉議長) 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において議席番号3番 天野 一之議員、7番 大原 芳剛議員を指名いたします。

【日程第3 会期決定について】

(児玉議長) 次に、日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本会議の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

【日程第4 大東四條畷消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を 改正する条例について】

(児玉議長) 次に、日程第4 議会議案第1号 大東四條畷消防組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提出者に説明を求めます。

(吉田副議長) 議長

(児玉議長) 吉田 裕彦副議長

(吉田副議長) 議会議案第1号 大東四條畷消防組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条文中の懲役の文言を拘禁刑に改め、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、文言整理等、所要の改正を行うものでございます。

施行日につきましては、刑法等の改正に伴う整理については、令和7年6月1日、番号利用法の改正に伴う整理については、公布の日又は令和7年4月1日としております。

以上、何とぞよろしく、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

(児玉議長) お諮りいたします。

本件に関して質疑及び討論は省略したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。よって質疑及び討論は省略いたします。

これより議会議案第1号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員です。

よって、議会議案第1号は原案のとおり可決されました。

【日程第5 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について】

(児玉議長) 次に、日程第5 議案第1号 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。理事者の説明を求めます。

(西岡消防次長兼人事課長) 議長

(児玉議長) 西岡消防次長兼人事課長

(西岡消防次長兼人事課長) 議案第1号 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。また、議案説明資料1ページから3ページの概要も併せてご覧ください。

本案は、昨年8月8日に出されました人事院勧告等に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が改正されたことに鑑み、本消防組合の一般職の職員の給与及び期末勤勉手当並びに会計年度任用職員の報酬及び期末勤勉手当につきまして、大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例及び大東四條畷消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、官民較差等に基づく給与水準の改定、給与制度のアップデート及び特殊勤務手当の見直しでございます。

まず、官民較差等に基づく給与水準の改定についてでございます。具体的な改正内容は、令和6年4月1日に遡り、給料表の各号給において3千300円から2万6千300円の増額改定を行うものでございます。併せて、賞与につきましても、会計年度任用職員を含む一般職の職員につきまして、期末手当及び勤勉手当として、0.1月分引上げる改定を行うものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものといたします。

続きまして、給与制度のアップデートでございます。

社会と公務の変化に応じた給与制度の整備として、給料表の改定のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当の改定を行います。

なお、地域手当につきましては、国家公務員の取り扱いに準拠し、現行の13%から12%に引き下げるものでございます。

最後に、特殊勤務手当の見直しでございます。

この度の給与制度の改定に併せまして、特殊勤務手当の見直しを行うもので、社会情勢の変化や業務の高度化等による消防業務の特殊性や困難性を考慮し、適正な手当水準にすることを目的に改正するものでございます。

主な内容につきましては、水火災等出場手当を現行の200円から、水火災及び救助出場の場合は500円に、その他の警戒出場等の場合は250円に見直し、救急出場手当を現行の100円から150円に見直し、それぞれの出場に際して、緊急出動に伴う運転業務に従事した場合は、車両区分に応じ50円から200円を加算いたします。

また、火災調査に対する手当を新設するとともに、災害応援業務等に支給する手当として、業務区分ごとに支給金額を細分化するなどの改正を行うものでございます。

施行日につきましては、令和7年4月1日となっております。

以上、何とぞよろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(児玉議長) 議案質疑については、1名から通告がありましたので、質問を許可します。

なお、議案質疑は、会議規則第47条の規定により、同一議員につき、同一議題について3回以内といたします。

それでは、3番 天野 一之議員

(天野議員) 天野です。よろしくお願いいたします。

今回の議案第1号の大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、人事院勧告の今回の改正、事実上給与アップとなりまして、特に若い世代の職員の収入増など、物価高騰の影響を受ける現状においては、一定評価できるかと考えます。先の大東市議会でも給与改正の問題の中で、一方、この地域手当につきまして、先ほどのご説明にもありましたように、段階的に減額する内容が含まれております。勤続年数が多い職員の方では、実質減収に繋がる可能性を懸念します。今回のこの改正で、当消防組合職員の現在の構成から見まして、実質の減額になる事例が起らないのか、ここについて確認をいたします。

(西岡消防次長兼人事課長) 議長

(児玉議長) 西岡消防次長兼人事課長

(西岡消防次長兼人事課長) ただ今のご質問にお答えいたします。

今回の給与改定による職員給与への影響を試算しましたところ、1%引下げられます地域手当の支給額では、ひと月あたり、平均で約2千60円、最大で約4千700円の減少が生じますが、人事院勧告による給料月額や期末勤勉手当の引上げにより、各種手当等を除いた年間総収入で減収となる職員はいませんでした。以上でございます。

(天野議員) 議長

(児玉議長) 天野議員

(天野議員) いろいろ試算していただいて、減収になる職員の方がいらっしゃらないということで、ひとつ今回の改正については安心いたしました。引き続き、市民の命を守る消防業務、そして物価高騰も含まれておりますので、職員の方の生活もしっかりとサポートできるような形ということとは、しっかりと今後の改正も含めて、また見守っていきます。

再質問なんですけども、次に特殊勤務の手当の見直しを今回されております。災害現場などで危険な業務に従事している職員の皆さんですので、改正前の金額も改めて見直してみましたけども、非常にまだ少ないのではないかという印象も受けます。ただ今回、手当額を設定したと、そしてまた増額するということにつきましても、私はひとつ必要なことかなというふうに考えておりますけども、この今回の手当額を設定した経緯などについて、どのような経緯があったかお尋ねいたします。

(西岡消防次長兼人事課長) 議長

(児玉議長) 西岡消防次長兼人事課長

(西岡消防次長兼人事課長) 特殊勤務手当額の設定につきましては、国における類似の特殊勤務手当を参考にするとともに、出場手当等、国に存在しない手当につきましては、大阪府下消防本部の平均値等を参考に金額を設定いたしました。

今後も社会情勢の変化や消防業務の困難性等に応じた見直しを図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

(児玉議長) 天野 一之議員の質疑が終了いたしました。

以上で、通告による質疑が終了いたしました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

【なしの声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第1号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

【日程第6 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について】

(児玉議長) 次に、日程第6 議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての件を議題といたします。理事者の説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(児玉議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

お手元の議案書25ページと、議案説明資料は4ページをお開きください。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の一部が、令和7年6月1日から施行され、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、これらの文言を規定している本組合の条例を整理するため制定するものでございます。

議案説明資料に記載しております4つの条例を一括して改正し、施行日は令和7年6月1日とするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(児玉議長) 本議案に対する質疑通告はございません。

討論を省略し、ただちに採決に入ります。

これより議案第2号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

【日程第7 令和6年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第2次）について】

(児玉議長) 次に、日程第7 議案第3号 令和6年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第2次）についての件を議題といたします。理事者の説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(児玉議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 議案第3号 令和6年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第2次）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

お手元の一般会計補正予算書1ページと議案説明資料6ページをお開きください。

それでは、議案説明資料に沿ってご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億847万5千円を増額し、総額26億115万1千円とするものです。

歳入の補正につきましては、款1 分担金及び負担金7千910万5千円を増額、款2 使用料及び手数料20万7千円の減額、款3 国庫支出金253万6千円を増額、款4 府支出金123万6千円を増額、款5 財産収入11万7千円の減額、款6 諸収入197万3千円を増額、款7 組合債670万円の減額、款8 繰越金3千64万9千円を増額となっております。

歳出につきましては、款3 消防費1億1千86万8千円を増額、款4 公債費239万3千円の減額となっております。

次に、詳細についてご説明いたします。

補正予算書の14ページ、15ページをお開きください。

消防費の増額について、予算細目ごとに3点ご説明いたします。

1点目は職員給与等管理費で、昨年8月8日の人事院勧告による一般職給並びに期末勤勉手当等の増額と、今年度末に退職予定の職員3名分の退職手当の増額等によりまして、合計で1億750万

6千円の増額をお願いするものでございます。

2点目の各種負担金は、大阪府下で運航している消防用ヘリコプターについて、今年度中に実施した耐空検査においてエンジンに不具合が発見され、この修理のため、追加の負担金が必要となったものでございます。

3点目の一般事務費は、近年の早期退職により、令和7年4月1日付けの職員採用を2名追加したことによる、消防被服等貸与品の購入費でございます。

恐れ入ります、補正予算書の4ページから5ページと、議案説明資料は5ページにお戻り願います。

第2表の繰越明許費についてご説明いたします。

今年度中に納入予定であった消防ポンプ自動車、製作の大幅な遅れにより、納期を翌年度に延長することを理由として、5千91万8千円の繰越明許費を計上させていただいております。昨年6月に消防車のシャシメーカーに製品の認証不備が判明し、生産が停止したことでシャシの完成が本年2月末となったため、年度内の納品ができなくなったものです。

本件については契約業者から、令和7年8月上旬の納車予定と確認しておりますが、最短で受領できるよう協議を進めてまいります。

次に、予算書5ページの債務負担行為は、消防庁舎や設備の保守業務等で、4月1日の年度変わり時点から契約が成立していなければ業務に支障があるもの、または入札を行った上で年度開始早々に契約が履行されなければならないものについて計上しています。本件に係る事項ごとの内容は、補正予算書の24ページに記載しております。

次に、予算書6ページの第4表 地方債補正は、消防ポンプ自動車並びに高規格救急自動車の更新等による起債対象経費が減額となったことから、充当財源である地方債についても減額を行うものでございます。

以上が、令和6年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第2次）の提案理由でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

（児玉議長） 議案質疑については、1名から通告がありましたので、質問を許可します。

なお、議案質疑は、会議規則第47条の規定により、同一議員につき、同一議題について3回以内といたします。

それでは、3番 天野 一之議員

（天野議員） よろしく申し上げます。

今回の一般会計の補正予算（第2次）について、3点ほど質問します。

まず、1点目でひとつずついきますけれども、消防用のヘリコプター、これの運営費の分担金ということで、補正で247万1千円ということがあります。先ほどの説明などでも、機材の修繕など、今回補正額についての、まず経緯がどうであるかという、この247万の内訳といいますか、どういう経緯で247万ってなったのかについての説明をお願いします。

そしてまた、昨年、消防組合の視察にも行かせてもらったとおり、このヘリコプターというのが府下全体の消防にも関わっているかと思ひまして、計2台が配置されていると思います。府下全体

の航空消防への必要性というのはあるんですが、この航空消防への影響などが、果たしてこの修繕について影響などないのか、ここがちょっと心配なんですけども、ここについての確認をいたします。

(堤総務課長) 議長

(児玉議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 消防用ヘリコプターに関するご質問にお答えいたします。

この度の耐空検査で発見された不具合は、エンジン内部の燃焼室のボルト周辺に複数のひび割れが認められるというもので、令和6年4月16日から同年9月13日までの約5か月間にわたり、当該機体の飛行が停止されておりました。

議員のご質問にありましており、大阪府内には2機の消防用ヘリコプターが配置されておりますが、機体の修理等を行う場合は、運航可能な1機のみで災害対応等を行うこととなります。ただし2機ともに運航が出来ないような場合は、必要に応じて、京都市消防局や神戸市消防局等へ応援要請を行い、災害対応を継続できる体制を執っております。以上です。

(天野議員) 議長

(児玉議長) 天野議員

(天野議員) すでに一応修繕も終了されているということで、また、もし2体とも使えないという事態については、近隣から応援をいただくということになっているということで、今の説明がありましたので、ひとつこれはわかりました。

では、2点目なんですけども、繰越明許費で計上されております、消防ポンプ自動車について、先ほどの説明でもシャシメーカーの製品認定の不備などによる影響で、納車が令和7年の8月上旬に予定との説明がありました。この間、年度ごとで車の更新で予算を計上されるということはあったかと思うんですが、納車が遅れて繰越明許になるという事例というのはほとんどなかったように私は思います。この納車されるまでの間の通常の今使っている消防ポンプ自動車などがあると思うんですけども、その消防ポンプ自動車などの消防体制について、影響がないのかどうか懸念するんですけども、これについてどうでしょうか、お聞きいたします。

(平田大東消防署長) 議長

(児玉議長) 平田大東消防署長

(平田大東消防署長) 消防ポンプ自動車の納期遅延に係る消防体制についてお答えいたします。

更新予定としていた消防ポンプ自動車は、15年経過した予備車両で、経年劣化は見られるもの

の、法定点検等を行い運用可能な状態を維持していますので、納期遅延により半年程度、運用を延長することになりますが、消防体制に大きな影響はございません。以上でございます。

(天野議員) 議長

(児玉議長) 天野議員

(天野議員) わかりました。

影響ないということなので、引き続き、今の体制でもしっかりと整備もして、運用していただきたいと思います。

最後の3点目なんですけども、債務負担行為のところでは毎年あると思うんですけども、まずNET119と多言語通訳コールセンターの利用料とあります。当然、ネットでの119で通報など必要な方に対しての、通報体制、通報の方法の間口を開く、そして、外国人の方もお住まいの方が増えている状況からも、多言語の通訳コールセンターというのも、当然重要な役割を果たしているのかなというふうに考えています。

直近におきまして、大東市での水火災、事故などにおける通報で、このNET119及び多言語通訳コールセンターによる通報で役立てられた件数や推移や内容について、どのような状況かお尋ねをいたします。

(平田大東消防署長) 議長

(児玉議長) 平田大東消防署長

(平田大東消防署長) 次に、NET119、多言語通訳サービスの利用状況についてお答えいたします。

NET119は、あらかじめ登録いただいている聴覚障害者が対象となりますが、令和6年度1月まで2件の通報があり、ともに大東市在住の登録者からの救急要請となっております。

また日本語以外の119番通報に対応する多言語通訳サービスにつきましては、令和6年度中の利用実績はございません。以上でございます。

(天野議員) 議長

(児玉議長) 天野議員

(天野議員) 最後のまとめで、やはり通報が使われた事例というのもありますので、これからの使い方も含めて、条件のある方でもいろいろ使えるような、そういった制度だと、また周知もお願いいたします。以上です。

(児玉議長) 天野 一之議員の質疑が終了いたしました。

以上で、通告による質疑が終了いたしました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

【なしの声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第3号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

【日程第8 令和7年度大東四條畷消防組合一般会計予算について】

(児玉議長) 次に、日程第8 議案第4号 令和7年度大東四條畷消防組合一般会計予算についての件を議題といたします。理事者の説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(児玉議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 議案第4号 令和7年度大東四條畷消防組合一般会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

お手元の一般会計予算書1ページをお開きください。また、議案説明資料は7ページをご覧ください。

まず、第1条 歳入歳出予算の総額は21億4千372万2千円となり、前年度当初予算と比較して、3億4千895万4千円の減額となっております。

第2条 地方債でございますが、こちらは予算書の4ページ、第2表をご覧ください。

消防庁舎維持管理費として、限度額4千300万円、消防設備等維持管理費として、限度額4千100万円、消防力等整備事業として、限度額7千590万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりでございます。

予算書の1ページにお戻り願います。

第3条 一時借入金につきましては、1億円を最高額とさせていただきます。

第4条は、預金債権と地方債債務の相殺について規定しております。

それでは、歳入の主なものについてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金、目1 負担金は20億2千458万4千円で、前年度と

比べまして1千727万9千円の増額でございます。

構成両市の負担金額につきましては、組合格約第14条第2項による按分比率から、大東市分13億120万円、四條畷市分7億2千338万4千円となっております。

次に、款4 府支出金、項1 府補助金、目1 消防費府補助金340万3千円は、大阪府下で運営しております、消防用ヘリコプターの各市負担金に対する運営費補助金でございます。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

上から2段目の款6 諸収入、項2 雑入、目1 雑入2千63万1千円は、11ページの説明欄に記載のとおり、消防組合から両構成市に派遣しております職員の人件費相当分が主なものでございます。

次に、款7 組合債、項1 組合債、目1 消防債8千430万円は、消防ポンプ自動車等の購入費並びに庁舎改修等に係る経費に充当する消防債でございまして、前年度に比べて3億5千130万円の減額でございます。

款8の繰越金については、前年度繰越金として1千万円を計上させていただいております。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

14ページ、15ページをお開きください。

款3 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費、右ページの説明欄、細目02 職員給与等管理費17億3千162万円は、消防組合職員の給料その他各種手当等の人件費でございます。

次に、17ページをお開きください。

右ページの説明欄、細目10 消防庁舎維持管理費の4千685万1千円は、各署所における光熱水費の他、施設の修繕料並びに管理委託料が主なものでございます。消防庁舎の主要な設備機器については、公共施設等総合管理計画の個別施設計画により、各施設の修繕時期を定めて、予防保全を基本とした維持管理を進めております。

また、細目11 消防車両維持管理費の物品修繕料5千209万9千円には、大東消防署に配置している、はしご付き消防自動車のオーバーホール費用を追加しています。費用は4千632万6千円で、議案説明資料の8ページに事業費と参考写真を掲載しておりますのでご覧ください。

次に、予算書同ページの下段にあります細目12 消防設備等維持管理費の3千934万6千円につきましては、19ページの説明欄をご覧ください。ネットワークシステムや財務会計人事給与システム等の賃貸借料として、2千373万3千円を計上しています。通信環境等に課題があったネットワークシステムについては、機器の仕様と構成を見直し、現在、令和7年4月の運用開始に向けて更新作業を進めております。

また、更新後のシステムについては、運用にかかる保守料のほか、インターネット等各種回線の利用料、事務用ソフトウェアの導入費用をまとめて契約することで、トータルコストの低減を行いました。

その他、大阪府衛星無線再整備負担金として、416万3千円を計上しております。

次に、21ページをお開きください。

細目17 消防力等整備事業8千915万1千円は、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材一式、消防ポンプ自動車1台の更新整備に係る各種費用の合計でございます。購入予定の車両につきましては、こちらも議案説明資料の8ページに、事業費と参考写真を掲載しております。

次に、細目 19 一般事務費 1 千 607 万 6 千円は、普通旅費や消防活動用被服等の購入費、職員健康診断等の委託料が主なものでございます。

最後に予算書の 22 ページ、23 ページをお開きください。

款 4 公債費、項 1 公債費は 1 億 2 千 23 万 7 千円で、前年度に比べ 227 万 4 千円が減額となっております。

なお、当初予算の対前年度比較などは、議案説明資料の 7 ページに記載しているとおりでございます。

以上が、令和 7 年度大東四條畷消防組合一般会計予算案の提案理由でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(児玉議長) 議案質疑については、1 名から通告がありましたので、質問を許可します。
なお、議案質疑は、会議規則第 47 条の規定により、同一議員につき、同一議題について 3 回以内といたします。

それでは、3 番 天野 一之議員

(天野議員) 引き続き、よろしくお願いします。

では、今回の議案第 4 号 令和 7 年度大東四條畷消防組合一般会計予算について、1 点ほど質問いたします。

消防車両の維持管理費の中で物品修繕費 5 千 209 万 9 千円ですね、はしご付消防車のオーバーホールが含まれております。先ほどの説明では、それにかかる充当するのが、4 千 632 万 6 千円ですか。それが、はしご車のオーバーホールの修繕にかかるということです。

現在使われております、はしご付消防自動車なんですけども、組合議会に関わって、導入から約 10 年近くの経過をするかと思います。今回のような全般検査というのは、これ 10 年ごとに行わなければならないのか、また、今後について、このはしご付消防自動車の使用の耐年数の計画も併せて、まず説明をお願いします。

そしてまた、オーバーホールの予定期間及び実施中のはしご付自動車出動への対応というのは、これはどのような形で対応されるのか、説明をお願いいたします。

(河野次長兼警防課長) 議長

(児玉議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) ただ今の質問にお答えいたします。

はしご車の運用期間は 17 年を基本と定めており、9 年目にあたるこの時期にオーバーホールを実施します。メーカーでは運用期間中に 2 回のオーバーホールを推奨していますが、車両各部の定期メンテナンスや部品交換の充実を図るスケジュールを調整することで、運用期間中 1 回とする計画を策定しております。

また対応につきましては、車検時など、従来から隣接消防本部と相互協力体制を構築しており、

約3か月を予定していますオーバーホール期間中につきましても、隣接消防本部に協力要請を行い、災害時には対応いただく予定としております。

(堤総務課長) 議長

(児玉議長) 堤総務課長

(堤総務課長) ただ今、議案のご説明をさせていただきました中で、金額の誤りがありましたので、訂正させていただきます。

予算書の4ページ、第2表 地方債の表の中でございます。消防庁舎維持管理費の限度額として、正しくは4千300万円、消防設備等維持管理費としての限度額は4千100万円の誤りでございました。

申し訳ありません。もう一度訂正させていただきます。

消防庁舎維持管理費の限度額は正しくは430万円、消防設備等維持管理費の限度額は410万円が正しい金額でございます。

お詫びして訂正させていただきます。申し訳ございません。

(児玉議長) 以上で、通告による質疑が終了いたしました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

【なしの声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第4号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議に付議されました議案は、全て議了いたしました。

それでは、閉会に際しまして、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(逢坂管理者) 議長

(児玉議長) 逢坂管理者

(逢坂管理者) 閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

令和7年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を招集させていただきましたところ、ご提案いたしました各議案等につきまして、慎重にご審議の上、ご議決を賜り、誠にありがとうございました。

今議会中にいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営に十分に活かしてまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意いただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます、甚だ簡単ではございますが、閉会にあたりまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(児玉議長) 本会議の全日程は、滞りなく終了いたしました。

議員各位をはじめ皆様方には、議事進行に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、令和7年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を閉会いたします。

ご起立下さい。

礼。

【閉会 14時17分】

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 児玉 亮

3 番議員 天野 一之

7 番議員 大原 芳剛